

令和 8 年大府市規則一覧

公布日 令和 8 年 8 月 1 0 日

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 第 4 8 号 | 大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則 |
| 第 4 9 号 | 大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 0 号 | 大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 1 号 | 大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 2 号 | 大府市夜間照明施設管理規則の一部を改正する規則 |
| 第 5 3 号 | 大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |

大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則をここに公布する。

令和8年8月10日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第48号

大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市民等が大府駅東口多目的広場（以下「多目的広場」という。）を独占して利用すること（以下「専用利用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 専用利用することができる施設は、次のとおりとする。

名称 大府駅東口多目的広場

位置 大府市中央町三丁目278番地の2

(利用時間及び休日)

第3条 多目的広場を専用利用できる時間は、午前7時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、臨時に休日を定め、及び前項の専用利用できる時間を変更することができる。

(専用利用の許可)

第4条 多目的広場を専用利用しようとする者は、利用内容その他市長が定める事項を記載した大府駅東口多目的広場専用利用許可申請書（第1号様式）を市長に対してその定める期日までに提出し、専用利用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、支障がないと認めたときは、当該申請書を提出した者に対して大府駅東口多目的広場専用利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、多目的広場の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、専用利用の際、許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(専用利用の許可の変更又は取消し)

第5条 利用者は、許可書に記載された内容を変更して専用利用しようとするとき、又は専用利用の取消しをしようとするときは、大府駅東口多目的広場専用利用許可変更・取消申請書(第3号様式)に許可書を添えて、専用利用の日の7日前までに市長に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

(専用利用の不許可)

第6条 市長は、多目的広場を専用利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用を許可しない。

- (1) 宗教の普及(宗教団体の活動を含む。)を目的とするとき。
- (2) 政治活動を目的とするとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号のほか、多目的広場の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、多目的広場の専用利用に際し、この規則の規定、第4条第3項の規定により許可に付された条件及び係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、適正に利用しなければならない。

- (1) 火災発生の予防及び危険、事故、破損等の防止に努めること。
- (2) 喫煙をしないこと。
- (3) 多目的広場の専用利用が終了したとき、又は中止されたときは、直ちに清掃し、原状に復すること。
- (4) 多目的広場を専用利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(許可の取消し及び中止命令)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は専用利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が第6条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公用又は公共用に供するため必要を生じたときその他公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定によって利用者が受ける損害に対して、市長はその責任を負わない。

(使用料の還付)

第9条 市長は、大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）第5条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他の事故により専用利用ができなくなったとき。

(2) 前条第1項第3号の規定に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により使用料を還付するときは、大府駅東口多目的広場使用料還付通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(使用料の免除)

第10条 大府市使用料条例第6条の規定により使用料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大府市が後援し、又は協力する事業に利用するとき。

(2) 物品等の販売、サービスの提供、契約の締結その他これらに類する商業的行為を通じて金銭上の利益を目的として行う活動を伴わないとき。

(3) その他市長が公益上必要と認めるとき。

(使用料の免除の申請)

第11条 前条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定により申請書を提出する際に申請書に免除理由を記入しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 利用者が故意又は過失によって多目的広場又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による専用利用の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、

この規則の施行前においても行うことができる。

大府駅東口多目的広場専用利用許可申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住所

氏名（団体名・代表者氏名）

大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）					
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）					
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）					
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）					
利 用 内 容							
使 用 料 の 免 除	☐ 有 営利目的以外の利用（下記のいずれかに該当する場合） ※物品等の販売、サービスの提供、契約の締結その他これらに類する商業的行為を通じた金銭上の利益を目的として行う活動ではないとき ※市が後援し、又は協力する事業に利用するとき ※その他市長が公益上必要と認めるとき ☐ 無 営利目的の利用						
音 響 機 材 の 使 用	☐ 有 ☐ 無 ※音量は控えめにし、近隣住居等への影響へご配慮ください。						
据 付 電 源 の 使 用	☐ 有 ☐ 無 ※据付電源は「音響と照明機器のみ」に使用してください。						
利 用 責 任 者							
連 絡 先	担当者氏名		電 話 番 号				
	住 所	〒					
	メールアドレス						
誓 約 事 項	私は、多目的広場の利用にあたり、利用ルールおよび関係法令を遵守するとともに、職員の指示に従います。 また、利用に伴い発生した事故や損害については、自己の責任において対応します。 ☐ 上記内容に同意します。						

大府駅東口多目的広場専用利用許可書

年 月 日

様

大府市長

大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、以下のとおり許可します。

利 用 内 容		
利 用 日 時	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
使 用 料		
利 用 責 任 者		
許 可 の 条 件		
利 用 上 の 留 意 事 項	1 法令、規則およびこの留意事項を遵守するとともに、係員の指示に従ってください。 2 利用に伴い発生した事故や損害については、自己の責任において対応してください。なお、事故や施設・設備の破損等が生じた場合は、速やかにご報告ください。 3 利用時間には、準備・設営から撤収・片付けまでを含みます。 4 利用後は、原状回復および清掃を行ってください。 5 音響機材をご使用の場合は、午前 9 時から午後 8 時までの利用とし、近隣へ配慮のため音量を控えめにしてください。 6 上記の留意事項に違反した場合や、管理上支障があると認められる場合は、許可を取り消し、または利用を中止していただくことがあります。	

大府駅東口多目的広場専用利用許可変更・取消申請書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住所

氏名（団体名・代表者氏名）

大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

許可を受けた利用日時	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
	年 月 日	☐ 全日（午前 7 時～午後 9 時） ☐ 半日①（午前 7 時～午後 2 時） ☐ 半日②（午後 2 時～午後 9 時）
変 更 ・ 取 消	☐ 変更 ☐ 取消	
変 更 の 内 容		

大府駅東口多目的広場使用料還付通知書

年 月 日

様

大府市長

大府駅東口多目的広場の専用利用に関する規則第9条の規定により、以下のとおり変更・取消しをしましたので、通知します。

利 用 日 時	変 更 前		変 更 後	
	年 月 日	☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)		☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)
	変 更 前		変 更 後	
	年 月 日	☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)		☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)
	変 更 前		変 更 後	
	年 月 日	☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)		☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)
	変 更 前		変 更 後	
	年 月 日	☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)		☐ 全日 (午前7時～午後9時) ☐ 半日① (午前7時～午後2時) ☐ 半日② (午後2時～午後9時)
変更前使用料				
変更後使用料				
還 付 金 額				
還 付 理 由	☐ 災害その他の事故により利用できなくなったため ☐ 公用又は公共用に供するため必要を生じたときその他公共の福祉のためやむを得ない理由があり利用できなくなったため ☐ その他（ ）			
還 付 方 法	指定口座へ振込み			

大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月10日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第49号

大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年大府市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

公民館利用許可書兼領収書

様

許可年月日

年

月

日

許可No.

号

大府市長

年 月 日付で申請のありました公民館の利用を次のとおり許可します。

1 利 用 目 的

2 利 用 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 利 用 室 名

4 利 用 備 品

5 入場人員（見込）

人

6 減 免

・適用（大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第 号）

使 用 料

領収済印

円

通常使用料

円

減免額

円

・不適用

公 民 館 利 用 心 得

- （1）受付へ許可書を提示し、チェックシートと鍵を受け取ってください。
利用後はチェックシートに必要な事項を記入し、鍵とともにお返してください。
- （2）室内に掲示してある「利用上の注意」をよくお読みになり、正しい利用をしてください。
- （3）駐車場を含む敷地内は、禁煙です。
- （4）許可書は、他人に譲渡しないでください。
- （5）営利、宗教、政治活動等については、利用制限があります。
- （6）許可書を交付した後、事業等運営上特別な必要が生じた場合、利用の変更をしていただくことがあります。
- （7）許可書を交付した後、申請者の都合により利用を中止する場合は、原則として使用料の返還はしません。
- （8）暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、利用を中止することがあります。
- （9）その他不明の点がありましたら係の者にお尋ねください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第2号様式による用紙は、改正後の大府市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月10日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第50号

大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

いきいきプラザ利用許可書兼領収書						
様	許可年月日 許可 No.	年 月 日 第 号				
大府市長						
年 月 日付で申請のありました いきいきプラザの利用を次のとおり許可します。						
1 利 用 種 別	団体利用	個人利用				
2 利 用 目 的						
3 利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで					
4 利 用 室 名						
5 利 用 備 品						
6 入場人員（見込）	人					
7 減 免	<table><thead><tr><th>使 用 料</th><th>領収済印</th></tr></thead><tbody><tr><td>円</td><td></td></tr></tbody></table>		使 用 料	領収済印	円	
使 用 料	領収済印					
円						
・適用（大府市公民館の設置及び管理に関する条例 施行規則第10条 第 号）						
通常使用料	円					
減免額	円					
・不適用						
いきいきプラザ利用心得						
(1) 受付へ許可書を提示し、チェックシートと鍵を受け取ってください。 利用後はチェックシートに必要な事項を記入し、鍵とともにお返してください。						
(2) 個人利用の場合は、利用前に個人利用名簿をお渡ししますので、必要事項を記入の上、受付に提出してください。						
(3) 室内に掲示してある「利用上の注意」をよくお読みになり、正しい利用をしてください。						
(4) 駐車場を含む敷地内は、禁煙です。						
(5) 許可書は、他人に譲渡しないでください。						
(6) 営利、宗教、政治活動等については、利用制限があります。						
(7) 許可書を交付した後、事業等運営上特別な必要が生じた場合、利用の変更をしていただくことがあります。						
(8) 許可書を交付した後、申請者の都合により利用を中止する場合は、原則として使用料の返還はしません。						
(9) 暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、利用を中止することがあります。						
(10) その他不明の点がありましたら係の者にお尋ねください。						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第2号様式による用紙は、改正後の大府市いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月10日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第51号

大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和２年大府市規則第57号）の一部を次のように改正する。
第２号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

歴史民俗資料館利用許可書兼領収書

様

許可年月日 年 月 日
許可 No. 第 号

大府市長

年 月 日付で申請のありました歴史民俗資料館の利用を次のとおり許可します。

1 利 用 目 的

2 利 用 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 利 用 施 設 名

4 利 用 備 品

5 入場人員（見込） 人

6 使 用 料

円

領収済印

歴史民俗資料館利用心得

- (1) 受付へ許可書を提示し、チェックシートと鍵を受け取ってください。
利用後はチェックシートに必要な事項を記入し、鍵とともにお返してください。
- (2) 室内に掲示してある「利用上の注意」をよくお読みになり、正しい利用をしてください。
- (3) 駐車場を含む敷地内は、禁煙です。
- (4) 許可書は、他人に譲渡しないでください。
- (5) 営利、宗教、政治活動等については、利用制限があります。
- (6) 許可書を交付した後、事業運営上特別な必要が生じた場合、利用の変更をしていただくことがあります。
- (7) 許可書を交付した後、申請者の都合により利用を中止する場合は、原則として使用料の返還はしません。
- (8) 暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、利用を中止することがあります。
- (9) その他不明の点がありましたら係の者にお尋ねください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第2号様式による用紙は、改正後の大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市夜間照明施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 10 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第52号

大府市夜間照明施設管理規則の一部を改正する規則

大府市夜間照明施設管理規則（平成25年大府市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

大府市夜間照明施設利用許可書兼領収書

年 月 日
団体登録番号 番
許可番号 番

様

大府市長

施設利用規定を厳守のうえ、夜間照明施設の利用を許可します。

使用学校名		学校	使用目的	予定人員	
使用施設	グラウンド		面	夜間照明利用時間数	コイン枚数及びコインナンバー (1時間まで2枚、1時間超の30分ごとに1枚追加)
利用日時	月 日 () : ~ :			時間	枚
	月 日 () : ~ :			時間	枚
	月 日 () : ~ :			時間	枚
	月 日 () : ~ :			時間	枚
	月 日 () : ~ :			時間	枚
施設利用規定	(1) 利用許可を受けた場合でも市行事等が優先します。 (2) 利用にあたっては、次の事項を必ず守ってください。 ・利用申請の目的以外に利用しないでください。 ・利用申請以外の施設・備品等は一切利用しないでください。 ・利用時間を必ず守ってください。 ・利用者は利用に際して必ずこの許可書を携帯し、必要に応じて係員に見せてください。 ・車は定められた場所に駐車し、グラウンド等への乗入れは絶対にしないでください。 ・ゴミ、空き缶等は使用者で処分し、学校敷地内へ残さないでください。 ・施設の利用後は整理整頓し、またコート等整備を行ってください。 ・雨天等でコートコンディション不良の場合、コートへは絶対に入らないでください。 ・学校の敷地内では喫煙、飲酒しないこと。 ・その他学校に迷惑のかかるようなことを禁止します。 (3) 施設・設備等を損傷したり、滅失したときは、直ちに市長に届け出てください。 また、市長の指示を受けて原形に復し、その損害を賠償してください。 (4) 暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、利用を中止することがあります。 あらかじめご了承ください。				使用料金 円 有料 無料
					受付印 (領収済印)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市夜間照明施設管理規則の規定に基づき作成されている第2号様式による用紙は、改正後の大府市夜間照明施設管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月10日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第53号

大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則（令和８年大府市規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２号様式を次のように改める。

大府市桃陵荘利用許可書兼領収書

許可年月日 年 月 日
様 許 可 № 第 号
大 府 市 長

申請のありました大府市桃陵荘の利用を次のとおり許可します。

1 利 用 目 的

2 利 用 日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 入場人員（見込） 人

4 使 用 料 円

5 その他参考となる事項

領収済印

大府市桃陵荘利用心得

- （1） 受付へ許可書を提示し、鍵を受け取ってください。
- （2） 室内に掲示してある「利用上の注意」をよくお読みになり、正しい利用をしてください。
- （3） 駐車場を含む敷地内は、禁煙です。
- （4） 許可書は、他人に譲渡しないでください。
- （5） 営利行為、宗教活動、政治活動等については、利用制限があります。
- （6） 許可書を交付した後、事業等運営上特別な必要が生じた場合、利用の変更をしていただくことがあります。
- （7） 許可書を交付した後、申請者の都合により利用を中止する場合は、原則として使用料の返還はしません。
- （8） 暴風警報又はレベル4各危険警報以上が発表された場合、利用を中止することがあります。
- （9） その他不明の点がありましたら係の者にお尋ねください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている第2号様式による用紙は、改正後の大府市桃陵荘の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。